石綿含有産業廃棄物等の適正処理に向けた取組

令和８年11月４日

大阪府環境農林水産部
循環型社会推進室産業廃棄物指導課

石綿含有産業廃棄物等を適正に処理するためのポイント

※石綿含有産業廃棄物等：廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物

①事前調査結果をもとに、その廃棄物が**石綿含有産業廃棄物か確認**

※分析等により**石綿含有の有無を調査しない場合、石綿を含有するとみなして**、廃石綿又は石綿含有産業廃棄物として処理

②他の産業廃棄物に、石綿含有産業廃棄物等が付着、混入しないよう、**分別解体を徹底**

③石綿含有産業廃棄物等と他の廃棄物は、**区別して保管**

④産業廃棄物の種類に応じた**許可を有する処理業者と契約**し、**マニフェストを交付して処理を委託**

（廃石綿等 と 石綿含有産業廃棄物 の許可は異なります。）

石綿含有産業廃棄物等

■廃石綿等 《特別管理産業廃棄物》

・石綿建材除去事業（大防法）により除去された吹付け石綿、石綿保温材等
　⇒**レベル１・レベル２作業**





・石綿建材除去事業で用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣等

■石綿含有産業廃棄物 《産業廃棄物》

・解体等工事により除去された石綿含有建材（石綿含有成形板、石綿含有仕上塗材）
　⇒**レベル３作業**





・除去され、用具又は器具等に付着した石綿含有建材

大阪府産業廃棄物指導課の取組

■解体工事現場への立入検査
- 関係部局と連携した一斉パトロール
- 通報等に基づく現場確認



建設現場パトロール

■発注者や事業者向け説明会での周知
- 建設リサイクル法説明会
- 大阪府石綿飛散防止対策セミナー

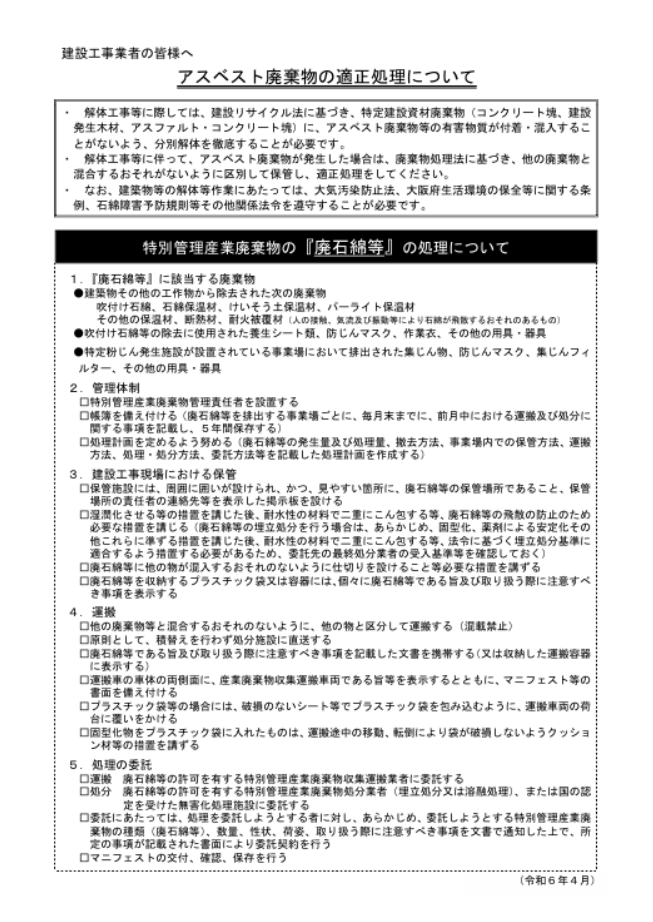

大阪府石綿飛散防止対策石綿セミナー

大阪府産業廃棄物指導課の取組

■リーフレットの配布

当課窓口、建設リサイクル法・建設業法窓口にて、リーフレット等を配付

・アスベスト廃棄物の適正処理について



建設工事業者の皆様へ

アスベスト廃棄物の適正処理について

・　解体工事等に際しては、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊）に、アスベスト廃棄物等の有害物質が付着・混入することがないよう、分別解体を徹底することが必要です。
・　解体工事等に伴って、アスベスト廃棄物が発生した場合は、廃棄物処理法に基づき、他の廃棄物と混合するおそれがないように区別して保管し、適正処理をしてください。
・　なお、建築物等の解体等作業にあたっては、大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例、石綿障害予防規則等その他関係法令を遵守することが必要です。

特別管理産業廃棄物の『廃石綿等』の処理について

1．『廃石綿等』に該当する廃棄物
●建築物その他の工作物から除去された次の廃棄物
吹付け石綿、石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材
その他の保温材、断熱材、耐火被覆材（人の理触、気流及び振動等により石綿が飛散するおそれのあるもの）
●吹付け石綿等の除去に使用された養生シート類、防じんマスク、作業衣、その他の用具・器具
●特定粉じん発生施設が設置されている事業場において排出された集じん物、防じんマスク、集じんフィルター、その他の用具・器具

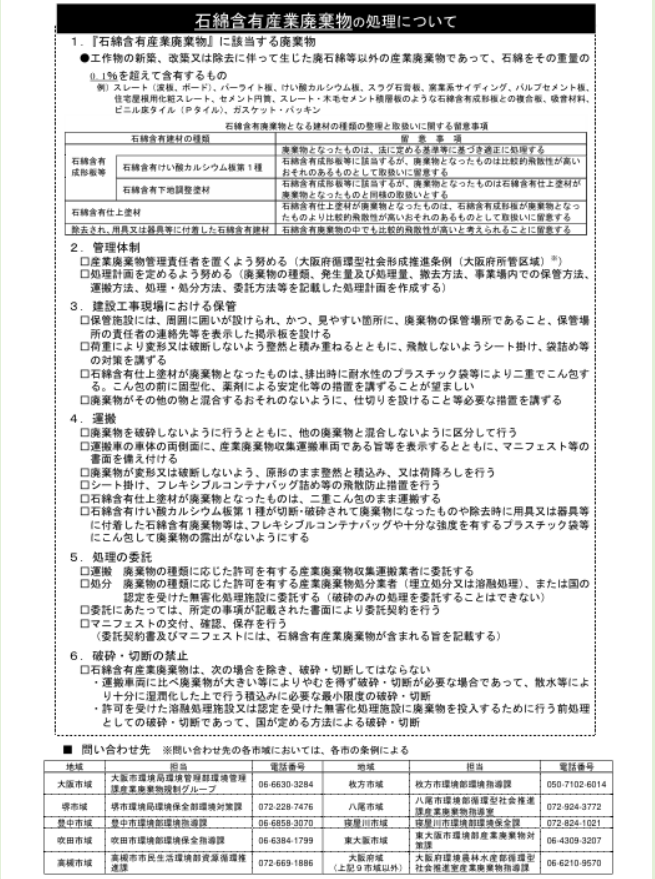
2．管理体制
□特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する
□帳簿を備え付ける（廃石綿等を排出する事業場ごとに、毎月末までに、前月中における運搬及び処分に関する事項を記載し、５年間保存する）
□処理計画を定めるよう努める（廃石綿等の発生量及び処理量、搬去方法、事業場内での保管方法、運搬方法、処理・処分方法、委託方法等を記載した処理計画を作成する）

3．建設工事現場における保管
□保管施設には、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に、廃石綿等の保管場所であること、保管場所の責任者の連絡先等を表示した掲示板を設ける
□湿潤化させる等の措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包する等、廃石綿等の飛散の防止のため必要な措置を講じる（廃石綿等の埋立処分を行う場合は、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包する等、法令に基づく埋立処分基準に適合するよう措置する必要があるため、委託先の最終処分業者の受入基準等を確認しておく）
□廃石綿等に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずる
□廃石綿等を収納するプラスチック袋又は容器には、個々に廃石綿等である旨及び取り扱う際に注意すべき事項を表示する

4．運搬
□他の廃棄物等と混合するおそれのないように、他の物と区分して運搬する（混載禁止）
□原則として、積替えを行わず処分施設に直送する
□廃石綿等である旨及び取り扱う際に注意すべき事項を記載した文書を携帯する（又は収納した運搬容器に表示する）
□運搬車の車体の両側面に、産業廃棄物収集運搬車両である旨等を表示するとともに、マニフェスト等の書面を備え付ける
□プラスチック袋等の場合には、破損のないシート等でプラスチック袋を包み込むように、運搬車両の荷台に覆いをかける
□固型化物をプラスチック袋に入れたものは、運搬途中の移動、転倒により袋が破損しないようクッション材等の措置を講ずる

5．処理の委託
□運搬　廃石綿等の許可を有する特別管理産業廃棄物収集運搬業者に委託する
□処分　廃石綿等の許可を有する特別管理産業廃棄物処分業者（埋立処分又は溶融処理）、または国の認定を受けた無害化処理施設に委託する
□委託にあたっては、処理を委託しようとする者に対し、あらかじめ、委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類（廃石綿等）、数量、性状、荷姿、取り扱う際に注意すべき事項を文書で通知した上で、所定の事項が記載された書面により委託契約を行う
□マニフェストの交付、確認、保存を行う

（令和６年４月）



石綿含有産業廃棄物の処理について

1．『石綿含有産業廃棄物』に該当する廃棄物
●工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃石綿等以外の産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの
例）スレート（波板、ボード）、パーライト板、けい酸カルシウム板、スラグ石膏板、窯業系サイディング、パルプセメント板、住宅屋根用化粧スレート、セメント円筒、スレート・木毛セメント積層板のような石綿含有成形板との複合板、吸音材料、ビニル床タイル（Pタイル）、ガスケット・パッキン

石綿含有産業廃棄物となる建材の種類の整理と取扱いに関する留意事項

石綿含有建材の種類		留意事項
石綿含有成形板等	石綿含有けい酸カルシウム板第１種	廃棄物となったものは、法に定める基準等に基づき適正に処理する 石綿含有成形板等に該当するが、廃棄物となったものは比較的飛散性が高いおそれのあるものとして取扱いに留意する
	石綿含有下地調整塗材	石綿含有成形板等に該当するが、廃棄物となったものは石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものと同様の取扱いとする
石綿含有仕上塗材		石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは、石綿含有成形板が廃棄物となったものより比較的飛散性が高いおそれのあるものとして取扱いに留意する
除去され、用具又は器具等に付着した石綿含有建材		石綿含有廃棄物の中でも比較的飛散性が高いと考えられることに留意する

2．管理体制
□産業廃棄物管理責任者を置くよう努める（大阪府循環型社会形成推進条例（大阪府所管区域）※）
□処理計画を定めるよう努める（廃棄物の種類、発生量及び処理量、搬去方法、事業場内での保管方法、運搬方法、処理・処分方法、委託方法等を記載した処理計画を作成する）

3．建設工事現場における保管
□保管施設には、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に、廃棄物の保管場所であること、保管場所の責任者の連絡先等を表示した掲示板を設ける
□荷重により変形又は破断しないよう整然と積み重ねるとともに、飛散しないようシート掛け、袋詰め等の対策を講ずる
□石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは、排出時に耐水性のプラスチック袋等により二重でこん包する。こん包の前に固型化、薬剤による安定化等の措置を講ずることが望ましい
□廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設けること等必要な措置を講ずる

4．運搬
□廃棄物を破砕しないように行うとともに、他の廃棄物と混合しないように区分して行う
□運搬車の車体の両側面に、産業廃棄物収集運搬車両である旨等を表示するとともに、マニフェスト等の書面を備え付ける
□廃棄物が変形又は破断しないよう、原形のまま整然と積込み、又は荷降ろしを行う
□シート掛け、フレキシブルコンテナバッグ詰め等の飛散防止措置を行う
□石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは、二重こん包のまま運搬する
□石綿含有けい酸カルシウム板第１種が切断・破砕されて廃棄物になったものや除去時に用具又は器具等に付着した石綿含有廃棄物等は、フレキシブルコンテナバッグや十分な強度を有するプラスチック袋等にこん包して廃棄物の露出がないようにする

5．処理の委託
□運搬　廃棄物の種類に応じた許可を有する産業廃棄物収集運搬業者に委託する
□処分　廃棄物の種類に応じた許可を有する産業廃棄物処分業者（埋立処分又は溶融処理）、または国の認定を受けた無害化処理施設に委託する（破砕のみの処理を委託することはできない）
□委託にあたっては、所定の事項が記載された書面により委託契約を行う
□マニフェストの交付、確認、保存を行う
（委託契約書及びマニフェストには、石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載する）

6．破砕・切断の禁止
□石綿含有産業廃棄物は、次の場合を除き、破砕・切断してはならない
・運搬車両に比べ廃棄物が大きい等によりやむを得ず破砕・切断が必要な場合であって、散水等により十分に湿潤化した上で行う積込みに必要な最小限度の破砕・切断
・許可を受けた溶融処理施設又は認定を受けた無害化処理施設に廃棄物を投入するために行う前処理としての破砕・切断であって、国が定める方法による破砕・切断

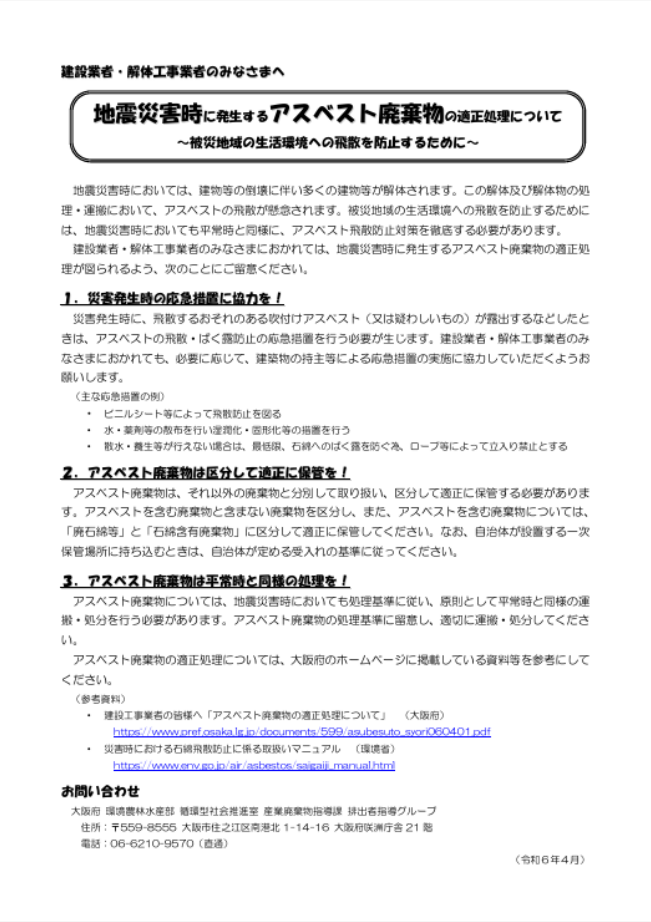
■　問い合わせ先　※問い合わせ先の各市域においては、各市の条例による

地域	担当	電話番号	地域	担当	電話番号
大阪市域	大阪市環境局環境管理部環境管理課産業廃棄物規制グループ	06-6630-3284	枚方市域	枚方市環境部環境指導課	050-7102-6014
堺市域	堺市環境局環境保全部環境対策課	072-228-7476	八尾市域	八尾市環境部循環型社会推進課産業廃棄物指導室	072-924-3772
豊中市域	豊中市環境部環境指導課	06-6858-3070	寝屋川市域	寝屋川市環境部環境保全課	072-824-1021
吹田市域	吹田市環境部環境保全指導課	06-6384-1799	東大阪市域	東大阪市環境部産業廃棄物対策課	06-4309-3207
高槻市域	高槻市市民生活環境部資源循環推進課	072-669-1886	大阪府域（上記９市域以外）	大阪府環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課	06-6210-9570

大阪府産業廃棄物指導課の取組

・地震災害時に発生するアスベスト廃棄物の適正処理について

※災害時には、平常時以上に石綿の飛散・ばく露が懸念される。



建設業者・解体工事業者のみなさまへ

地震災害時に発生するアスベスト廃棄物の適正処理について

～被災地域の生活環境への飛散を防止するために～

地震災害時においては、建物等の倒壊に伴い多くの建物等が解体されます。この解体及び解体物の処理・運搬において、アスベストの飛散が懸念されます。被災地域の生活環境への飛散を防止するためには、地震災害時においても平常時と同様に、アスベスト飛散防止対策を徹底する必要があります。

建設業者・解体工事業者のみなさまにおかれては、地震災害時に発生するアスベスト廃棄物の適正処理が図られるよう、次のことにご留意ください。

1．災害発生時の応急措置に協力を！

災害発生時に、飛散するおそれのある吹付けアスベスト（又は疑わしいもの）が露出するなどしたときは、アスベストの飛散・ばく露防止の応急措置を行う必要が生じます。建設業者・解体工事業者のみなさまにおかれても、必要に応じて、建築物の持主等による応急措置の実施に協力していただくようお願いします。

（主な応急措置の例）

- ビニルシート等によって飛散防止を図る
- 水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固形化等の措置を行う
- 散水・養生等が行えない場合は、最低限、石綿へのばく露を防ぐ為、ロープ等によって立入り禁止とする

2．アスベスト廃棄物は区分して適正に保管を！

アスベスト廃棄物は、それ以外の廃棄物と分別して取り扱い、区分して適正に保管する必要があります。アスベストを含む廃棄物と含まない廃棄物を区分し、また、アスベストを含む廃棄物については、「廃石綿等」と「石綿含有廃棄物」に区分して適正に保管してください。なお、自治体が設置する一次保管場所に持ち込むときは、自治体が定める受入れの基準に従ってください。

3．アスベスト廃棄物は平常時と同様の処理を！

アスベスト廃棄物については、地震災害時においても処理基準に従い、原則として平常時と同様の運搬・処分を行う必要があります。アスベスト廃棄物の処理基準に留意し、適切に運搬・処分してください。

アスベスト廃棄物の適正処理については、大阪府のホームページに掲載している資料等を参考にしてください。

（参考資料）

- 建設工事業者の皆様へ「アスベスト廃棄物の適正処理について」　（大阪府）
  https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/599/asubesuto_syori060401.pdf
- 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル　（環境省）
  https://www.env.go.jp/air/asbestos/saigaiji_manual.html

お問い合わせ

大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課 排出者指導グループ
住所：〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 21 階
電話：06-6210-9570（直通）

（令和6年4月）

各種情報

【大阪府のホームページ】

- **産業廃棄物排出事業者向け情報**

  https://www.pref.osaka.lg.jp/o120060/sangyohaiki/haishutsujigyosha/index.html

- **「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のしおり（産業廃棄物・排出事業者向け）**

  https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/report/shiryo.html#shiori

【環境省のホームページ】

- **廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）**

  https://www.env.go.jp/recycle/waste/laws.html

- **石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第３版）**

  https://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/

問い合わせ先

地　域	担　当	電　話　番　号
大阪市域	大阪市 環境局 環境管理部 環境管理課 産業廃棄物規制グループ	06-6630-3284
堺市域	堺市 環境局 環境保全部 環境対策課	072-228-7476
豊中市域	豊中市 環境部　環境指導課	06-6858-3070
吹田市域	吹田市 環境部 環境保全指導課 産業廃棄物指導グループ	06-6384-1799
高槻市域	高槻市 市民共創部資源循環推進課	072-669-1886
枚方市域	枚方市 環境部 環境指導課	050-7102-6014
八尾市域	八尾市 環境部 循環型社会推進課	072-924-3772
寝屋川市域	寝屋川市 環境部 環境保全課	072-824-1021
東大阪市域	東大阪市 環境部 産業廃棄物対策課	06-4309-3207
大阪府域 （上記９市域以外）	大阪府環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課	06-6210-9570

※石綿含有一般廃棄物については、各市町村の一般廃棄物担当にお問い合わせください。

リチウムイオン電池の発火事故にご注意ください！

事業者のみなさま
使用済みリチウムイオン電池は分別して適切に排出してください

ぼくら本当に発火しちゃいますから！
本当まじ勘弁だっつーの！





動画公開中

不要になったリチウムイオン電池・電池使用製品は、

事業所・工場 分別して、処理が可能な産業廃棄物処理業者に委託してください。

ご家庭 お住まいの市町村のごみ捨てルールに従って、捨ててください。

環境省
Ministry of the Environment

リチウムイオン電池は、強い衝撃が加わると発煙・発火のおそれがあります。破砕・選別などの処理工程に混入すると発火することがあり、大変危険です。廃棄物の処理施設では、火災が多数発生しています。


提供：独立行政法人　製品評価技術基盤機構（NITE）


提供：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会


提供：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

このため、リチウムイオン電池・電池使用製品の排出時には、以下の点を守ってください。



無理に外さない
電池一体型の製品は、無理に取り外そうとせず、製品のまま排出する。

他の廃棄物と混ぜない
リチウムイオン電池・電池使用製品は、その他の廃プラスチックや金属くずと分ける。

ぬらさない
雨や水にぬれない場所で保管する。

電池の端子部分を露出させない
電池を取り外せる場合は、ビニールテープなどで端子部分を覆う。

リチウムイオン電池・電池使用製品の判別方法





Li-ion

リチウムイオン電池本体には、リサイクルマークが表示されています。



電池使用製品には表示がなくても、「充電できる製品」や「電源につながなくても動く・光るなどする製品」には、リチウムイオン電池が使用されている可能性があります。

リチウムイオン電池が使用されている製品の具体例



分別したリチウムイオン電池・電池使用製品は、処理が可能な廃棄物処理業者に委託してください。



セーフリサイクル！リチウムイオン電池！

御清聴いただきありがとうございました

